

5月の税務カレンダー

- ☆個人の県民税市民税特別徴収額の通知
- ☆自動車税の納税・・・5/31
- ☆4月分源泉所得税住民税の納税・・・5/10
- ☆平成29年3月決算法人の確定申告
- ☆9月決算法人の中間申告(法人・消費)



【税務耳より情報】

5月29日から、法定相続情報証明制度が開始されます。法定相続情報証明制度とは、法務局から「証明文付き法定相続情報の写し」の交付を受けることで、以後はこの書類1枚で相続にともなう各種手続きができるようになるという制度です。相続の各種手続きを簡素化して、不動産の所有者変更登記を促進する目的で創設されたものです。

相続にともなう諸手続きは、大変複雑です。不動産の相続登記や金融機関の相続手続き、税務署への申告などがあり、その都度、被相続人の戸籍謄本や相続人全員の戸籍謄本、住民票等が必要になり、煩雑です。法定相続情報証明制度では、こうした戸籍関係の書類の内容を法務局が確認し、証明文を付けて交付するものであり、この証明書1通で済むようになります。

証明書の交付を受けるには、まず、被相続人や相続人の戸籍謄本等に基づいて相続関係図（法定相続情報一覧図）を作成し、これに戸籍謄本を添付して法務局に提出すると、その一覧図に認証文を付した写しを無料発行してもらえます。

新しい制度ですので、詳細については、職員にお尋ねください。



《社労士法人よりお知らせ》

時間外・休日労働に関する労使協定(36協定)は結んでいますか？

労働基準法で定める法定労働時間を超えて労働させることは労働基準法違反となります。残業代を支払っていただければいいということではありません。また事業所の規模も関係ありません。36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ることが必要になります。(限度はあります)締結していない、締結しているけど届け出していない等、ありましたら届出をお願いします。この協定は毎年締結、届出が必要です。

平成29年4月からの年金額が変更になります

平成29年4月分(6月15日支払分)からの年金額は、法律の規定により、平成28年度から0.1%の引下げとなります。

また、平成29年度の在職老齢年金に関して、60歳台前半(60歳～64歳)の支給停止調整変更額と、60歳台後半(65歳～69歳)と70歳以降の支給停止調整額については、法律に基づき以下のとおり46万円に改定されます。

なお、60歳台前半の支給停止調整開始額(28万円)については変更ありません。

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| 60歳台前半(60歳～64歳)の支給停止調整開始額 | 28万円 | 28万円 |
| 60歳台前半(60歳～64歳)の支給停止調整変更額 | 47万円 | 46万円 |
| 60歳台後半(65歳～69歳)と70歳以降の支給停止調整額 | 47万円 | 46万円 |

詳細については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

《ちょっとランチタイム》

今回は、森林公園近くのカフェ トロワさんです。
(住所)比企郡滑川町山田 2183(080-2333-0965)

アンティークショップの中にある素敵なカフェです。営業時間は、11:00～16:00。日替わりランチは、洋食がメインで、デザートも大変美味しいお店です。お休みは、不定休で事前にランチ営業の確認の電話が必要です。

アンティークショップ内では、ワークショップも併設しています。「トロワ」とは、フランス語で「3」という意味です。カフェ・アンティークショップ・ワークショップ3本の柱で営業を展開されています。

アンティークショップには、フレンチレースや古い絵ハガキ、バイオリンや古時計など、時間の流れをゆっくり感じさせる雑貨が並んでいます。またワークショップには、丁寧な手仕事の作家さんたちの作品が展示販売されています。食事の後は、ゆっくり店内を眺めて、お茶をしながら贅沢な時間が過ごせます。

